

座間市ふるさと納税返礼品提供事業者誓約条項

(全般)

第1条

- (1) 座間市ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品募集要項（以下、「要項」という。）に規定される募集条件を全て満たしていること。
- (2) ふるさと納税制度（個人が地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金について、法第37条の2第1項及び第314条の7第1項の規定による寄附金税額控除を適用する制度）に関する国の告示、通知、基準、Q&A等を順守すること。
- (3) 返礼品の取り扱いに当たり、個人情報の取り扱いについては、座間市個人情報保護条例（平成16年9月6日条例第18号）及び関係法令を順守すること。（寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用不可。ただし、返礼品の発送時に同封した商品カタログ、チラシ等により、改めて寄附者から返礼品提供事業者への商品申込があった場合等で入手された個人情報は対象外。）
- (4) 要項に基づく審査の結果、返礼品提供事業者及び返礼品に登録されなかった場合又は要項に規定する要件に適合しなくなったと判断され登録が解除されても、何ら異議を申し立てないこと。
- (5) 座間市が必要と認めるときは、座間市が事業者に対して行う調査（実地調査を含む。）に応じなければならないこと。
- (6) 自らの故意又は過失により、座間市に事故や損害等を生じさせたときは、違約金の支払いや、損害を賠償するなど、一切の責任を負うこと。

(事業者関係)

第2条

- (1) 各種法令等を順守し、事業活動を行っていること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、販売所、畑等の生産拠点のいずれかが市内にある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、特に市長が認める場合はこの限りではない。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 座間市暴力団排除条例（平成23年12月22日条例第24号）第2条第2号から第5号の規定に該当しない者であること。

（返礼品関係）

第3条

- (1) 市内産業の振興や市の魅力発信などに資するものであること。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。
- (3) 自ら生産したもの以外の場合は、座間市のふるさと納税の返礼品とすることについて生産者の同意を得ていること。
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く。）
- (5) 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、一定期間の消費又は賞味期限が保証されていること。鮮度が高く要求されるものについてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うこと。運搬に当たっては、食品衛生法等に基づき運搬方法等に留意すること。
- (6) サービスの提供の場合は、市内で提供されるもの又は市外で提供されるものであっても当該サービスの主要な部分が座間市に相当程度関連性があることとし、寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行すること。また、期間限定のものを除き、原則として、有効期限が発行日から1年間以上あること。
- (7) キャラクター等を使用する場合は、使用に対する許可権限を持つ者の許諾を得ていること。
- (8) 座間市が求める場合に、提案価格の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。
- (9) 座間市が求める場合に、無償により返礼品のサンプルを提供又はサービスについて現場の確認ができること。
- (10) 登録された返礼品の生産、製造及び適正な品質管理を行うとともに、返礼品の品質・流通及び販売等において事故等の問題が生じたときは、事業者がすべての責任を負うこと。

（登録の解除）

第4条 次の各号に掲げる場合は、市が返礼品の登録を解除し、又はポータルサイト等への掲載を停止することに同意すること。なお、この場合において、市は、一切の損害賠償の責を負わないことを承諾すること。

- (1) 返礼品提供事業者が、座間市に登録解除を申し出たとき。
- (2) 返礼品提供事業者又は返礼品がふるさと納税制度の規定を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (4) 返礼品の生産、製造又は販売が、廃止又は中止されたとき。
- (5) 他者が生産する商品を取り扱う場合に、座間市のふるさと納税の返礼品とすることについて当該他者の同意が得られなくなったとき。
- (6) 申請内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。

- (7) 申請内容に虚偽があったとき。
- (8) 座間市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (9) 返礼品の品質等に対し寄附者から苦情が寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと座間市が判断したとき又は同様の苦情が多発するとき。
- (10) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

(食品返礼品取扱事業者関係 (総務省自治税務局市町村税課長Q&A問9の2 関係))

第5条

- (1) 食品返礼品の産地名を適正に表示しなければならないこと。
- (3) 地場産品基準等において順守すべき事項が記載された書類を整備・保存しなければならないこと。
- (4) 食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合は、市が取引中止等の対応を行うこと並びに事業者が違約金及び損害賠償の責を負うことに承諾すること。